

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇〇〇〇

処 分 庁 十和田市長 櫻田 百合子

審査請求人が令和5年8月21日に提起した処分庁による令和5年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 令和5年5月1日、処分庁は、審査請求人が所有する3筆の土地（以下「本件土地1」、「本件土地2」、「本件土地3」といい、これらを併せて「本件各土地」という。）及び3件の家屋について、令和5年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書により審査請求人に通知した（本件処分について審査請求人に通知した令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書を、以下「令和5年度納税通知書」という。）。
- 2 令和5年8月21日、審査請求人は、処分庁が審査請求人に対して同年5月1日付けで行った本件処分のうち、本件各土地に係る部分の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 令和5年度納税通知書に記載されている賦課税額について、十和田市は何を根拠に本件各土地の賦課税額を決定したのか。前年度以前の賦課税額も含めて、決定の仕方が不透明である。
 - (2) 審査請求人は、上記(1)の件を処分庁に照会したが、明確な回答は得られなかった。
 - (3) よって、令和5年度納税通知書により決定した土地に係る部分の固定資産税及び都市計画税の賦課税額は不当であり、賦課決定処分の取消しを求める。
- 2 処分庁の主張
 - (1) 審査請求人は本件各土地の所有者であるから、固定資産税の納税義務者である。また、本件各土地は、本市の都市計画地域のうち都市計画税の課税の対象となる区域内に所

在するものであるから、審査請求人は都市計画税の納税義務者である。

- (2) 土地及び家屋に対して課税する固定資産税及び都市計画税の課税標準は、地方税法第349条の規定により課税標準となる価格の据置制度が設けられ、原則として基準年度の価格を翌々年度まで据え置くこととされている。この基準年度に価格を見直すことを評価替えといい、直近の評価替えの基準年度は令和3年度である。
- (3) 本件処分は、評価替えの基準年度である令和3年度の第3年度(評価替えの翌々年度)における賦課決定処分であり、本件各土地は地目の変換等特別の事情は無く、本件土地が属する状況類似地域の標準宅地の下落も無いことから、地方税法第349条第3項及び地方税法附則第17条の2第1項に基づき、課税標準額は基準年度と同額となる。
- (4) 令和5年度課税標準額に市税条例第62条に規定する固定資産税率及び都市計画税条例第3条に規定する都市計画税率を乗じた額の算出、端数処理並びに地方税法附則第18条第1項及び第25条第1項の規定に基づく負担調整措置の適用の有無の判定を行い、税額を適正に算出した。
- (5) (4)により算出した税額は、令和5年度納税通知書により審査請求人に通知した額と一致していることから、審査請求人が審査請求書に理由として記載した内容が本件処分の取消しを求める理由とはならない。
- (6) 審査請求人は、処分庁に対し、本件処分に係る標準宅地の選定理由等について問い合わせを行っており、処分庁は回答書を審査請求人宛に郵送している。その後、審査請求人は、標準宅地の選定がいつからであるか不明である旨を回答した処分庁に対し、「標準宅地の選定がいつからか不明であることは、納税者に対し説明が不十分」と主張している。

標準宅地の選定理由等は、当該回答書のほか、令和3年11月2日付け弁明書(令和3年8月6日付け審査請求分)により審査請求人へ示している。

なお、標準宅地の決定に関する事項は、固定資産の価格を算出する要因となる事項であることから、地方税法第432条第1項に基づく固定資産評価審査委員会に対する審査申出事項となる。

また、標準宅地の選定がいつからか不明であることは、本件処分とは無関係であることから、当該主張は本件処分の取消しを求める理由とはならない。

理 由

1 審査請求人の主張(1)について

令和5年度課税明細書に記載された本件各土地の課税標準額は以下の通りである。

本件土地1 固定資産税 ○○○○○○円

都市計画税 ○○○○○○円

本件土地2 固定資産税 ○○○○○○円

都市計画税 ○○○○○○円

本件土地3 固定資産税 ○○○○○○円

都市計画税 ○○○○○○円

令和5年度は第3年度（評価替えの翌々年度）であり、本件各土地は地目の変換等特別の事情が無く、本件各土地の属する状況類似地域の標準宅地の下落はないことから、地方税法附則第17条の2第1項に基づき価格の修正は行わず、令和3年度の価格を据え置いている。そのため、令和5年度の課税標準額は令和3年度及び令和4年度と同額となる。なお、当該課税標準額に市税条例第62条に規定する固定資産税率及び市都市計画税条例第3条に規定する都市計画税率を乗じた額の算出、地方税法附則第18条第1項の規定に基づく負担調整措置の適用の判定は、関係法令に基づき適正に行っている。また、基準年度における評価方法等については、審査請求人は当該土地について令和3年度及び令和4年度においても審査請求を提出しており、令和3年11月2日付け弁明書（令和3年8月6日付け審査請求分）に記載のとおりである。

以上のことから、当該主張は本件処分の取消しを求める理由とはならない。

2 審査請求人の主張(2)について

令和5年5月1日に令和5年度納税通知書を発送後、審査請求人は令和5年5月29日と令和5年6月9日の両日、十和田市役所税務課窓口にて問い合わせを行っているが、本件審査請求に係る問い合わせは令和5年6月9日の標準宅地の選定理由等に係るものであり、処分庁では令和5年6月23日付けで標準宅地に関する質問について回答書を特定記録郵便にて審査請求人宛に郵送している。

その後、審査請求人は令和5年7月10日に十和田市役所税務課窓口にて上記回答書を受け取りたいとして来庁した際、税務課職員が郵送済みの回答書と同じものを手渡したところ「標準宅地の決定方法がおかしく、説明が不十分」と主張しているが、税務課職員が説明を持ちかけたものの「とりあえず（回答書を）持ち帰る」と発言し窓口を離れている。

さらに、審査請求人は令和5年8月21日の審査請求書提出の際、税務課職員から審査請求のより具体的な理由について尋ねたところ「標準宅地が選ばれたのはいつからか不明ということは納税者に対し説明不足だ」と主張しているが、税務課職員から不明点などの

説明を持ちかけたところ不要である旨発言し窓口を離れている。

このように、審査請求人は自らが説明を要する点や審査請求の具体的理由について一貫して自ら示しておらず、内容特定のため処分庁側から聞き取りを試みても応じていない。また、標準宅地の選定理由等についても、当該回答書のほか、詳細についても令和3年11月2日付け弁明書(令和3年8月6日付け審査請求分)にて審査請求人に示している。さらに、標準宅地の選定がいつからか不明であることは、本件処分とは無関係である。

以上のことから、審査請求人が審査請求書に理由として記載した内容が本件処分の取消しを求める理由とはならない。

3 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により主文のとおり裁決する。

令和7年2月27日

審査庁 十和田市長 櫻田 百合子

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、十和田市を被告として（訴訟において十和田市を代表する者は十和田市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、十和田市を被告として（訴訟において十和田市を代表する者は十和田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。